



2017年、年明け早々話題となったのが、「今年は休日が少ない。」という悲しい事実。働く人にとっては死活問題ですね（大げさでしょうか）。今年の休日は、昨年2016年と比べて4日少ないそうです。祝日が4日土曜日と重なっているというのが原因ですが、日本の法律上、休日は日曜日だけで、祝日が土曜日と重なった場合、「振替休日」の定義は当てはまらないのだそうです。2月11日（土）の建国記念日、4月29日（土）の昭和の日、9月23日（土）の秋分の日、12月23日（土）の天皇誕生日……。仕事に邁進する年にしたいと思います！！

知っとこ!

積立 NISA って？

平成29年度税制改正では、新しく非課税累積投資契約に係る非課税措置（いわゆる積立 NISA）が創設されます。新制度は2018年1月よりスタートし、**現行の NISA との併用は不可で、選択制**となります。

年間投資額の上限は40万円

非課税期間が20年



<現行の NISA と何が違うの？>

現行の NISA の年間投資額の上限は120万円（ジュニア NISA は80万円）であるのに対し、積立 NISA の年間投資額の上限は40万円で、3分の1と少なくなります。

一方で、非課税期間については、現行の NISA では、投資した年から最長5年間ですが、積立 NISA の非課税期間は、投資した年から最長20年間です。通常の NISA より、4倍も長期に設定されています。

結論としては、「積立 NISA」は、現行の NISA に比べて非課税投資額が3分の1、非課税期間が4倍となり、**少額で地道に長期投資をしたい方、また、投資初心者で比較的気軽に投資を始めたい方**に向いているといえます。

年間最大40万円を20年という長期にわたり非課税で運用できる（つまり、毎年40万円いっぱいまで非課税枠を活用すると、非課税投資総額は最大800万円）こととなります。現行の NISA の「年間120万円」と比べますと、一見、投資金額が少なくなるように見えますが、現行の NISA では、非課税投資総額は最大で600万円（年間120万円×5年）です。

<非課税対象資産について>

積立 NISA では、「長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託」に限られます。

つまり、**定期的に継続的に積み立てをする契約に基づいて買い付けを行う株式投資信託に限定されているのです。**（具体的には、非毎月分配型、信託期限が無期限または20年以上である商品等）投資初心者でも気軽に投資をはじめられるように、「リスク分散が行なわれている商品」に限定するようです。



<最後に>

現行の NISA の口座開設数自体は1000万を超えています。このうち「稼働率」は50%に満たしておらず、半分以上が未使用となっており、利用者の伸び悩みが課題となっていました。今回の積立 NISA が導入され、個人投資家に長期間投資してもらうことで、「貯蓄から投資へ」の流れを作り、NISA 口座の稼働率を高めることができるのではないかと、今後の展開に期待が寄せられています。

知っここ!「税務のマメ知識」

【ふるさと納税と確定申告】

ふるさと納税のワンストップ特例申請書の提出は1月10日まででしたが、皆さんお済みでしょうか?間に合わなかった方や、そもそも医療費控除などを受ける予定のある方たちは、確定申告をすることになります。その場合は、「**寄附金受領証明書**」の添付が必要です。ふるさと納税先から寄附金の入金確認後、1～2週間程度で送られてくる書類なのですが、万が一証明書を紛失してし

まった場合は、どうすればいいのでしょうか?

⇒皆さんお察しの通り、ふるさと納税先に連絡をして**再発行**してもらわないといけません。人気の高い納税先は、再発行に時間がかかる場合がありますので、お早めにご連絡ください。1つ豆知識としては、郵便振替の半券や振込依頼書の控など、ふるさと納税先から送付されてきた振込票の控(受領証)がある場合には、それを添付書類とすることもできます。ただし、使用可能な控は、①寄附者の氏名、住所、寄附金の額及び寄附をした日の記載があり、かつ、その寄附金がふるさと納税である旨の印字がある振込票の控(受領証)です。もしくは、②ふるさと納税専用口座へ振り込む場合なら、寄附者の氏名、寄附金の額及び寄附をした日の記載がある振込票の控(受領証)でも可能ですが、その場合にはその振込先口座がふるさと納税専用口座であることがわかる書類

も併せて添付する必要があります。ATMで振込等をしたときに受領する控は、①の控には当てはまりませんが、②の控には含まれるため、添付書類と認められるケースと認められないケースがあることに注意が必要です。



確定申告の提出期限と発信主義

確定申告書を送付により税務署へ提出する場合、基本的に「**郵便物**」又は「**信書郵便物**」として送付する必要があります。郵便物又は信書便で送付する際に認められる発送方法には、定形郵便などのほか、レターパックなどがあります。こうした方法で送付した場合は、**通信日付印により表示された日、すなわち発信日**が税務署への提出日と認められます。これは、**発信主義**といわれるもので、仮に確定申告書が税務署に届いた日が提出期限後であっても、発信日が提出期限内であればいいのです。(郵政民営化に伴う取扱いの変更で、平成19年10月1日以降、ゆうパック、ゆうメール等は信書郵便物として扱われなくなっているため、注意が必要です。)「郵便物」・「信書便」以外で送付した場合には、提出日は税務署に到達した日(いわゆる到達主義)が採用されてしまいますのでご注意ください。

☆確定申告のご用意はお早めに☆

～平成28年分の確定申告期限～

所得税および復興特別所得税・贈与税
3月15日(水)までに申告・納税
個人事業者の消費税および地方消費税
3月31日(金)までに申告・納税

(国税庁HP)

＊HPのお知らせ＊

【弊所HP】<http://www.uk-g.co.jp/>

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください♪



今月のあなたの運勢



A型

違った視点から物事をとらえると、進展の兆しが。**まわりの意見に耳を傾ける**ことで、逆にあなたの想いも伝わりやすくなります。

B型

切り替えが必要な月。嫌なことはさっと忘れて、新しい風を呼び込む努力をしよう!人とのつながりを大切に☆

O型

今まで全く経験したことのないことにチャレンジし、**新しい自分**を発見できそう。アンテナを張って、どんな情報にも興味を持とう☆

AB型

仕事もプライベートも軌道にのる月。なるべく自然体で過ごしましょう。思いついたアイデアや企画は積極的に発言しよう♪



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>

HAPPY
VALENTINE'S DAY!



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。